

第2 調査結果

1 行政手続のオンライン化の概要

（農林水産省における取組の経緯）

情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）では、行政のデジタル化に関する基本原則等を掲げ、国の行政手続のオンライン実施を原則化することなどにより、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等を図ることとされている（第1条）。また、情報システムの整備に当たっては、併せて、関連する行政機関等の事務の簡素化、合理化等も含めた手続等の見直しに努めることとされている（第5条第3項）。

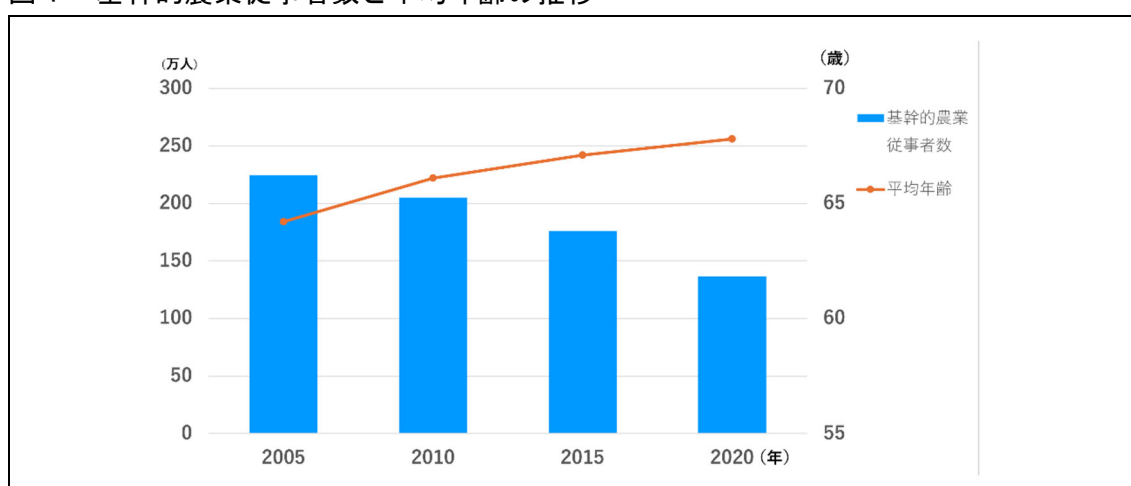
表1 デジタル3原則

①デジタルファースト	個々の手続・サービスが一貫してデジタルで完結する
②ワンスオンリー	一度提出した情報は、二度提出することを不要とする
③コネクテッド・ワンス トップ	民間サービスを含め、複数の手続・サービスをワンストップで実現する

（注）令和3年12月24日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」から引用した。

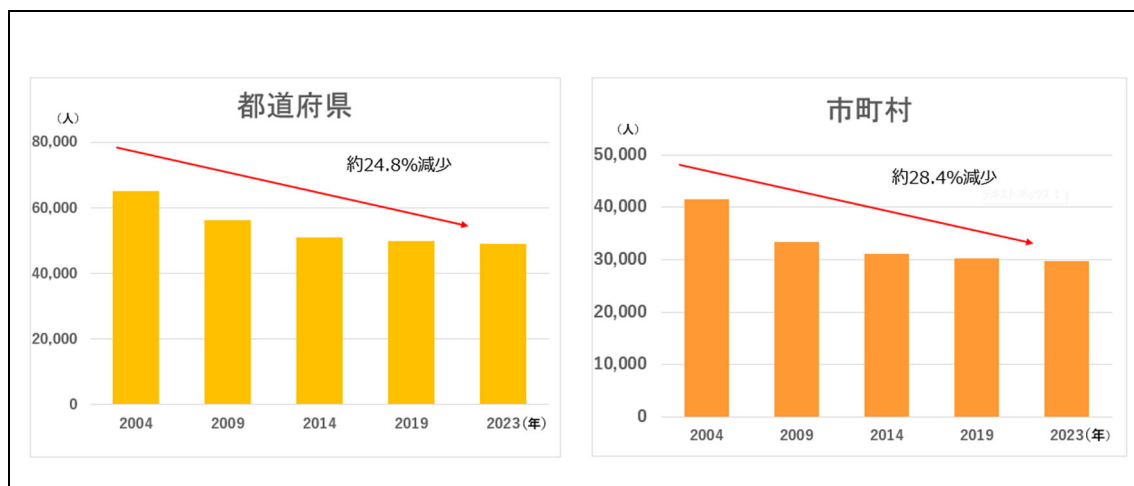
農林水産分野においても、農林漁業従事者の高齢化や労働力不足が深刻化する中、地方公共団体の農林水産担当職員の減少も一層顕著になっている状況を背景として、農林水産省は、農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減し、農業者等が生産や経営に注力でき、行政手続等が滞りなく効率的に行われるよう、DXによる行政手続の効率化を進めてきている。

図1 基幹的農業従事者数と平均年齢の推移



（注）農林水産省「農林業センサス」及び「農業構造動態調査」に基づき当省が作成した。

図2 地方公共団体職員数（農林水産分野）の推移



（注）総務省「地方公共団体定員管理調査結果」に基づき当省が作成した（なお、市町村は一部事務組合の職員を除いている。）。

農林水産省では、令和4年6月7日に閣議決定された「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（以下「令和4年重点計画」という。）に基づき、「デジタル社会の形成に向けた農林水産省中長期計画」（令和4年10月5日農林水産省行政情報化推進委員会決定。以下「中長期計画」という。）を策定している。中長期計画では、農林水産省の行政実務のデジタル化や基盤整備に係るプロジェクトを中心に、個々の情報システムに係る業務改革（BPR）、経費削減等の方針や投資等の取組の現状と課題、課題を踏まえた対応方針や目標等を明らかにしている。

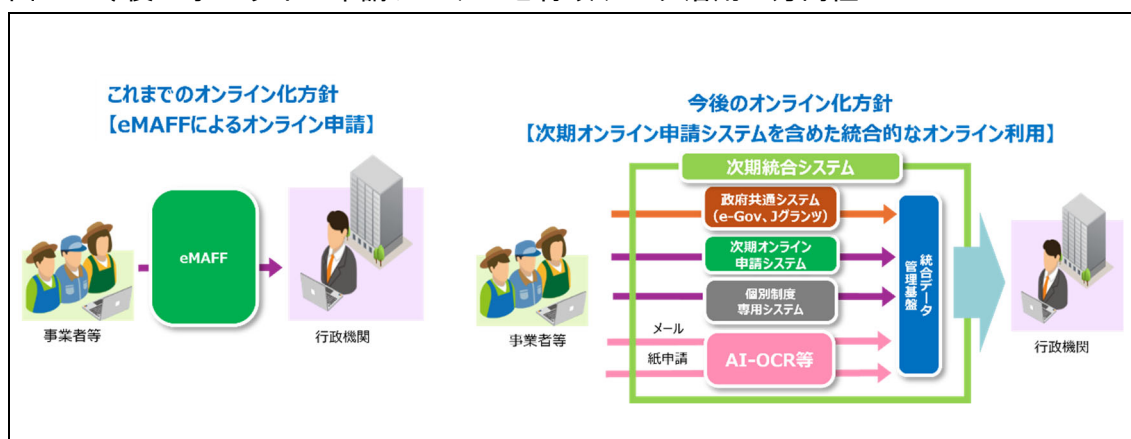
中長期計画では、行政手続のオンライン化の現状と課題について、「申請をオンライン化し、円滑に処理することによる利便性の向上と、膨大なレコードを適切に保管・管理し、効率的な政策の計画立案や実行を実現するためのシステムとして、農林水産省共通申請サービス（eMAFF）を整備し、令和3年度から本格稼働」しており、「行政手続や補助金・交付金の申請のオンライン化は相当程度進んだ一方、オンライン利用の状況は、これから伸ばしていく段階」としている。課題とされたオンライン利用について、令和4年重点計画では「令和7年度（2025年度）末までにオンライン利用率60%を目指すなど、本格運用・ユーザー数の拡大に取り組む」とされており、中長期計画の計画目標にも「令和7年度までに行政手続のオンライン利用率を60%とする」ことを掲げている²。

² 目標の考え方として、農林水産省が公表する「オンライン利用率引き上げの基本計画」（令和3年8月23日）において、「基幹的農業従事者の年齢構成に応じた人数に年代別のスマートホン保有率とを掛け合わせた数字から、令和7年度までにリタイアすることが予想される75歳以上の農業従事者数を除くと、スマートホンの保有率が58%となった。これを踏まえ、意欲的な数値目標として設定したもの。」とされている。

（オンライン申請システムの見直し）

しかしながら、eMAFF の利用実績が見込みに比べて低調³であり、また、eMAFF によるオンライン申請を実施しても行政手続の負担軽減効果が十分に発揮できていない実態や、デジタル庁が所管する汎用的なオンライン申請システム（e-Gov、J グランツ等。以下「共通機能」という。）に比べて運用保守経費が高騰していることが明らか⁴になっており、農林水産省では、これらの課題を解消するため、eMAFF を抜本的に見直した次期オンライン申請システムの構築を進めている。

図3 今後のオンライン申請システムと行政データ活用の方向性



（注）令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）資料から引用した。

食料・農業・農村基本法（平成11年法律第106号）に基づく「食料・農業・農村基本計画」（令和7年4月11日閣議決定）においても、eMAFFについて、「業務効率化に一定の効果があったとの評価もある一方、申請数の少ない手続を含めてeMAFFに集約したこと、オンライン申請になじみにくい手続が依然として多いことから、システムの利便性や費用対効果に課題がある」とされ、今後の見直しの方向性として、「現状のままではオンライン申請になじみにくいものについては、BPRを行った上でシステムによる業務効率化を目指す」など、DXによる行政手続の効率化に取り組み、農業者・食品事業者や地方公共団体職員等の事務負担を軽減することとされている。また、eMAFFをはじめとする各システムの利用促進の観点から、現場の実状やニーズを着実に捉えること、さらに、データ駆動型の農業政策を展開する観点から、EBPM（根拠に基づく政策立案）に活用するため、各システムで取得する申請データを統合的に蓄積・管理することとされている。

³ 農林水産省が公表する「オンライン利用率引上げの基本計画」（令和3年8月23日）によると、令和2年度のオンライン利用率は0.3%とされている。

⁴ eMAFFのシステム経費（令和5年度予算執行額）は、43.9億円（うち運用保守経費33.4億円）であり、令和3年度以降、開発・整備経費は年間約10～15億円、運用保守経費は年間約30～35億円で推移している。また、行政改革推進会議の下で実施された令和6年度行政事業レビューの秋の年次公開検証（秋のレビュー）においても、有識者から、「設定したアウトカム目標が計測できていない状況に加え、システム利用率が向上している兆しは見受けられないことから、現場のニーズを踏まえながらシステムについて抜本的な見直しを行うべき」などと指摘されている。

（調査対象とした制度）

このように、農林水産省においては前述の eMAFF を含め、オンライン申請を可能とするシステムが整備・運用されているものの、表 3 のとおり、多様な主体が関わることによる手続そのものの煩雑さなどにより、行政手続の負担軽減効果が十分に発現されていないことが想定された。また、次期オンライン申請システムも含め、DX による行政手続を進めるに当たっては、現場の運用実態を把握した上で、必要な業務の見直しや手続の簡素化、効率化等を行うことが重要と考えられた。

このため、当省において、申請件数等を基に、所管部局のバランスも考慮して選定した 18 制度（表 2 及び 3 参照）を対象として、各制度の利用者である申請者側と審査者側の双方の視点から、オンライン申請による利便性向上及び効率化に係る状況等【2 関係】（P17～）、行政手続における利用者の負担等の実態等【3 関係】（P37～）を調査することによって、手続等に係る関係者の利便性の向上、行政運営の簡素化、効率化等につながる方策を検討した。

また、中長期計画において、当時の課題として、「業務見直しは、（略）利便性の向上やデータ利活用に繋がるものであり、（略）全職員に意識され組織全体として定着させていくことが必要」とされていることや、政策評価審議会において、本調査の実施に当たり留意すべき点として「組織内で DX を進める目的を共有し、現場のニーズを確実に把握した上で対応することが必要」と有識者から指摘⁵があったことを踏まえ、行政手続に係る業務見直しのための組織体制の状況【4 関係】（P72～）についても調査し、組織的な DX 推進につながる方策を検討した。

⁵ 第 42 回政策評価審議会（令和 7 年 3 月 27 日開催）参照

表 2 調査対象とした各制度の概要

制度番号	①	制度名	飼養衛生管理基準
制度概要	家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号）に基づき、家畜の伝染性疾病の発生予防・まん延防止対策により、畜産の振興を図ることを目的として、家畜の飼養に係る衛生管理の方法に関し、家畜の所有者が遵守すべき基準（飼養衛生管理基準）を家畜伝染病予防法施行規則（昭和 26 年農林省令第 35 号）で定めたもの 飼養衛生管理基準が定められた家畜の所有者は、毎年、飼養している当該家畜の頭羽数及び当該家畜の飼養に係る衛生状況に関し、所有する家畜が所在する都道府県に報告することとされている。また、農林水産省は、毎年、飼養衛生管理基準が定められた家畜の飼養に係る衛生管理の状況等について公表している。		
関係法令等	・家畜伝染病予防法 ・家畜伝染病予防法施行規則		
eMAFF	実装済み	事例 No.	29、30

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	②	制度名	経営所得安定対策等
制度概要	経営所得安定対策のうち畑作物の直接支払交付金（いわゆるゲタ対策）は、麦や大豆等、対象となる畑作物を生産した面積又は数量に応じて、農業者（認定農業者等）に交付金を交付するもの。また、経営所得安定対策のうち米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（いわゆるナラシ対策）は、米や畑作物等の対象作物の農業者（認定農業者等）の収入が過去の標準的収入額を下回った場合に、その差額の 9 割を補填するもの 水田活用の直接支払交付金は、水田を利用して麦及び大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を作付けした面積に応じて、農業者（全ての販売農家）に交付金を交付するもの。作付面積は水田台帳に基づき計算され、その主たる事務は地域農業再生協議会（以下「地域協議会」という。）が担う。		
関係法令等	・経営所得安定対策等実施要綱（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7133 号農林水産事務次官依命通知） ・経営所得安定対策等推進事業実施要綱（平成 27 年 4 月 9 日付け 26 経営第 3569 号農林水産事務次官依命通知） ・経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（経営所得安定対策版）（平成 23 年 4 月 1 日付け 22 経営第 7134 号農林水産省経営局経営政策課長通知）		

	・経営所得安定対策等実施要綱の具体的な運用のポイント（水田活用直接支払交付金版）（令和7年4月1日付け6農産第5363号農林水産省農産局農産政策部企画課長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	5、9

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	③	制度名	農産物検査制度
制度概要	農産物の公正かつ円滑な取引とその品質の改善とを助長等するため、検査機関の登録手続のほか、農産物（米穀、麦、大豆等）の種類、銘柄、品位等の検査や成分の検査など、その適正かつ確実な実施を確保するための措置を定めた農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づき、農産物検査員の変更の届出、検査実績等の報告等の各種申請・報告が行われるもの		
関係法令等	・農産物検査法 ・農産物検査法施行規則（昭和26年農林省令第32号） ・農産物検査に関する基本要領（平成21年5月29日付け21総食第213号農林水産省総合食料局長通知。以下「基本要領」という。）		
eMAFF	未実装	事例 No.	7、21、22

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	④	制度名	肉用牛肥育経営安定交付金
制度概要	畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号）に基づき、肉用牛の生産者の経営に及ぼす影響を緩和し、肉用牛肥育経営の安定を図ることを目的として、肉用牛の標準的販売価格が標準的生産費を下回った場合に、その差額の9割を交付金として交付するもの（交付金のうち4分の1に相当する額は、生産者の積立金から支出され、農林水産省が指定した各都道府県の畜産協会等が積立金管理者として事務を行っている。）		
関係法令等	・畜産経営の安定に関する法律 ・畜産経営の安定に関する法律施行規則（昭和36年農林省令第58号） ・肉用牛肥育経営安定交付金交付要綱（平成30年12月26日付け30農畜機第5251号）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	10、14、34

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑤	制度名	農地法
制度概要	耕作者の地位の安定と農業生産の増大を図り、食料の安定供給の確保に資することを目的として、農地について、権利移動や転用の規制、利用関係の調整等の措置を講ずることにより個々の農地の適正利用を確保するもの		
関係法令等	・農地法（昭和 27 年法律第 229 号） ・農地法施行規則（昭和 27 年農林省令第 79 号） ・農地法関係事務処理要領（平成 21 年 12 月 11 日付け 21 経営第 4608 号・21 農振第 1599 号農林水産省経営局長、農村振興局長通知。以下「事務処理要領」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	8、15、18、35

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑥	制度名	認定農業者制度
制度概要	農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）に基づき、担い手が農業生産の相当部分を担う農業構造を確立することを目的として、農業者が市町村の農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようとする農業経営改善計画を市町村等が認定（複数の市町村又は都道府県で農業を営む農業者が農業経営改善計画の認定を申請する場合は、営農区域に応じて都道府県又は国が認定）し、これらの認定を受けた農業者に対して支援措置を講じようとするもの		
関係法令等	・農業経営基盤強化促進法 ・農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和 55 年農林水産省令第 34 号） ・農業経営基盤強化促進法の基本要綱（平成 24 年 5 月 31 日付け 24 経営第 564 号農林水産省経営局長通知。以下「基本要綱」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	1、11、23、24

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑦	制度名	農業協同組合法
制度概要	農業協同組合（農業者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた農業協同組合法（昭和 22 年法律第 132 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		

関係法令等	・農業協同組合法 ・農業協同組合法施行規則（平成 17 年農林水産省令第 27 号） ・農業協同組合、農業協同組合連合会、農業協同組合中央会及び農事組合法人向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成 23 年 2 月 28 日付け 22 経営第 6374 号農林水産省経営局長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、16、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑧	制度名	水産業協同組合法
制度概要	漁業協同組合（漁業者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた水産業協同組合法（昭和 23 年法律第 242 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		
関係法令等	・水産業協同組合法 ・水産業協同組合法施行規則（平成 20 年農林水産省令第 10 号） ・漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑨	制度名	森林組合法
制度概要	森林組合（森林の所有者が自主的に設立した協同組織）等の設立や運営に関する基本的なルールとして、組合員の権利と義務、組織の運営、事業の範囲などを定めた森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）に基づき、定款変更の認可申請、業務報告書の提出等の各種申請・届出が行われるもの		
関係法令等	・森林組合法 ・森林組合法施行規則（平成 18 年農林水産省令第 46 号） ・森林組合、生産森林組合及び森林組合連合会向けの総合的な監督指針（平成 30 年 3 月 27 日付け 29 林政経第 359 号林野庁長官通知）		

	・森林組合、森林組合連合会及び生産森林組合の決算関係書類様式等の制定について（平成 18 年 10 月 20 日付け 18 林政経第 142 号林野庁長官通知。以下「平成 18 年林野庁長官通知」という。）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	2、3、17、19

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑩	制度名	農業共済制度
制度概要	農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）に基づき、農業者が加入を申し込み、掛金を支払うことで、責任期間内に発生した自然災害等による収量減等を補償するもの。なお、掛金は、農業共済組合が補償金額に掛金率を乗じて算出している。		
関係法令等	・農業保険法 ・農作物共済引受要綱（平成 30 年 5 月 8 日付け 30 経営第 380 号農林水産省経営局長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	25、31

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑪	制度名	土地改良財産制度
制度概要	土地改良財産（貯水池、頭首工、揚水機場、水路、農道など、国営土地改良事業の実施により造成された土地改良施設）の管理については、管理受託者（都道府県、市町村、土地改良区等）への委託管理ができることとなっており、管理受託者から地方農政局等に対して、毎年度の管理状況の報告などの各種手続が行われているもの		
関係法令等	・土地改良法施行令（昭和 24 年政令第 295 号）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	12、35、36、37

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑫	制度名	多面的機能支払交付金
制度概要	地域内の農業者とその他の者が共同で取り組む地域活動の支援を目的として、i）農地のり面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持など多面的機能を支える活動や、ii）水路のひび割れ補修、農道のくぼみの補修、ため池の外来種駆除など地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る活動等に対して費用補助を行うもの（国、地方（都道府県、		

	市町村)、農業者等が同等に負担し、国と地方を合わせた交付単価を設定)		
関係法令等	・ 農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律（平成 26 年法律第 78 号） ・ 多面的機能支払交付金実施要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2254 号農林水産事務次官依命通知） ・ 多面的機能支払交付金交付要綱（平成 26 年 4 月 1 日付け 25 農振第 2253 号農林水産事務次官依命通知） ・ 日本型直接支払推進交付金交付等要綱（令和 4 年 4 月 1 日付け 3 農振第 3021 号農林水産事務次官依命通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	6、13、20

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑬	制度名	中山間地農業ルネッサンス事業
制度概要	中山間地農業を元気にするための多様な取組を後押しするため、複数の市町村単位等で中山間地農業の振興を図る地域別農業振興計画（以下「振興計画」という。）を都道府県が策定し、振興計画に基づく地域特性をいかした活動の推進や各種支援事業の優遇措置等を講ずるもの		
関係法令等	・ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要綱（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 農振第 2275 号農林水産事務次官依命通知） ・ 中山間地農業ルネッサンス事業実施要領（平成 29 年 3 月 31 日付け 28 食産第 6115 号農林水産省食料産業局長、生産局長、経営局長、農村振興局長、林野庁長官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	32

（注 1）当省の調査結果による。

（注 2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑭	制度名	保安林制度
制度概要	水源のかん養、土砂の崩壊その他の災害の防備、生活環境の保全・形成等、特定の公益目的を達成するため、公益的機能の発揮が特に要請される森林について、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づき保安林に指定し、立木の伐採や土地の形質の変更等を規制するもの		
関係法令等	・ 森林法 ・ 森林法施行規則（昭和 26 年農林省令第 54 号）		

	・森林法に基づく保安林及び保安施設地区関係事務に係る処理基準について（平成12年4月27日付け12林野治第790号農林水産事務次官通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	－

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑮	制度名	伐採造林届出制度
制度概要	森林法に基づき、森林所有者等に対して立木の伐採前に市町村に伐採及び伐採後の造林の届出書（以下「伐採造林届」という。）を提出することを義務付け、市町村森林整備計画との適合等に応じて伐採及び伐採後の造林の計画内容を変更・遵守させるとともに、伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況の報告を義務付けることにより、適正な森林施業が確保されるよう措置するもの		
関係法令等	・森林法 ・森林法施行規則 ・伐採及び伐採後の造林の届出等の制度に関する市町村事務処理マニュアルについて（平成20年11月4日付け20林整計第105号林野庁森林整備部計画課長通知）		
eMAFF	実装済み	事例 No.	26、35

（注1）当省の調査結果による。

（注2）「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑯	制度名	水産基盤整備事業
制度概要	我が国の水産業を取り巻く情勢を踏まえ、水産政策の課題に的確に対応するとともに、公共投資の効率性・透明性の確保の観点から、資源の増殖から生産、流通まで一貫した横断的な事業展開が可能で、施策目的が明確な事業体系（水産物供給基盤整備事業、水産資源環境整備事業及び漁村総合整備事業）により効率的・効果的な基盤整備を実施するもの		
関係法令等	・水産基盤整備事業補助金交付要綱の制定について（平成13年4月13日付け12水港第4494号農林水産事務次官通知。以下「農林水産事務次官通知」という。） ・水産基盤整備事業情報管理システムの使用方法について【申請者】（令和2年11月水産庁漁港漁場整備部整備課。以下「水産庁整備課作成資料」という。） ・水産基盤整備事業・地方創生交付金に関する電子申請マニュアル（令和4年3月水産庁漁港漁場整備部作成）		

eMAFF	実装済み	事例 No.	27、38
-------	------	--------	-------

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑰	制度名	肥料の品質の確保等に関する法律
制度概要	肥料は、見た目でその品質を判別することが困難であり、肥料生産者と農業者の間に情報格差が発生しやすく、公正な取引が行われないおそれがある。このため、肥料の品質、公正な取引及び安全性の確保を目的として、肥料の登録申請等を通じて肥料の生産等に関する規制を行うもの		
関係法令等	・肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）		
eMAFF	未実装（単独システム）	事例 No.	4、28

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

制度番号	⑱	制度名	輸出証明書制度
制度概要	農林水産物又は食品を輸出する際に、「農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程」（令和2年4月1日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）に基づき発行される輸出証明書（原発事故関連の証明書・衛生証明書等）の申請手続を行おうとする者が、農林水産物等の輸出証明書の発給のための専用システム（一元的な輸出証明書発給システム）を利用して、必要な輸出証明書の交付申請を行い、地方農政局等における承認により、輸出証明書の発給を受けるもの		
関係法令等	・農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年法律第57号） ・農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程		
eMAFF	未実装（単独システム）	事例 No.	33

(注1) 当省の調査結果による。

(注2) 「事例 No.」は、後述「3 オンライン利用の前提となる業務見直し」に掲載している「見直しが期待される事例」の番号である。

表3 各制度の基礎情報

(次頁へ続く)

制度名	調査対象とした主な手続	主な申請者	主な申請先					
			各種団体	協議会等	市町村	都道府県	地方農政局等	本省
①飼養衛生管理基準	農場台帳の登録、定期報告、自己点検	家畜の所有者				○		
②経営所得安定対策等	交付申請書等の提出	農業者等		△		△	○	
③農産物検査制度	農産物検査員の登録	農産物検査員、登録検査機関等				○	○	
④肉用牛肥育経営安定交付金	個体登録申込書の提出、販売確認申出書の提出	登録生産者	○					
⑤農地法	農地等の権利取得に係る農地法の届出等	農地について権利を有する者			○	○		
⑥認定農業者制度★	農業経営改善計画の認定	農業者			○	○	○	
⑦農業協同組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	農業協同組合・連合会				○	○	○
⑧水産業協同組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	漁業協同組合・連合会				○		○
⑨森林組合法	定款変更の認可申請、業務報告書の提出	森林組合・連合会				○		○
⑩農業共済制度★	加入申込み、保険事業関係書類の提出	農業者、農業共済組合	○					○
⑪土地改良財産制度★	他目的使用等申請等	管理受託者（土地改良区等）					○	
⑫多面的機能支払交付金	実施状況報告	活動組織（農業者等のグループ）、地方公共団体			△	△	△	○
⑬中山間地農業ルネッサンス事業	振興計画認定（変更）申請	地方公共団体（都道府県）				△	○	○
⑭保安林制度★	保安林の指定・解除の申請	森林所有者				○		○
⑮伐採造林届出制度★	伐採造林届の提出	森林所有者、林業者、森林組合、民間企業			○			
⑯水産基盤整備事業	交付申請書等の提出	地方公共団体等（都道府県、北海道開発局）				△	△	○
⑰肥料の品質の確保等に関する法律	普通肥料の登録	民間事業者等	△			○		○
⑱輸出証明書制度★	輸出証明書等の発給申請	民間事業者				○	○	○

(前頁からの続き)

制度名	機関数					所管部局
	各種団体	協議会等	市町	道府県	地方農政局等	
①飼養衛生管理基準				10		消費・安全局
②経営所得安定対策等		21		9	18	農産局
③農産物検査制度	12			8	3	農産局
④肉用牛肥育経営安定交付金	6					畜産局
⑤農地法			21	10	5	経営局 農村振興局
⑥認定農業者制度★			21	10	6	経営局
⑦農業協同組合法	13			8	4	経営局
⑧水産業協同組合法	6			7		水産庁
⑨森林組合法	9			8		林野庁
⑩農業共済制度★	6					経営局
⑪土地改良財産制度★	12		3	6	6	農村振興局
⑫多面的機能支払交付金		1	21	10	5	農村振興局
⑬中山間地農業ルネッサンス事業				7	4	農村振興局
⑭保安林制度★				8		林野庁
⑮伐採造林届出制度★	8		14			林野庁
⑯水産基盤整備事業				5	1	水産庁
⑰肥料の品質の確保等に関する法律				8		消費・安全局
⑱輸出証明書制度★					5	輸出・国際局

(参考)

総申請件数	eMAFF 申請件数
688,046	—
363,025	5,966
1,213	0
—	—
594,016	0
46,600	600
515	253
—	—
100	100
12,497	12,376
1,979	1,054
—	—
—	—
30,933	200
16,000	0
—	—
37,894	(2,200)
250,890	(180,000)

(注1)「主な申請先」は、調査対象とした主な手続について、その審査等において関係する主要な機関を表したものであって、申請先(最終申請先:○、経由:△)を記載した。なお、同じ手続であっても、申請者の活動区域などによって申請先が異なる場合は、それぞれに記載した。

(注2)「機関数」は、本調査において調査対象とした機関数である。

(注3)「総申請件数」及び「eMAFF 申請件数」は、デジタル庁及び農林水産省が公表している「行政手続等の悉皆調査結果」(令和6年度)に基づき、次の4、5の方法により当省が集計したものであり参考値である(ただし、経営所得安定対策等については、令和6年度の実績値である。)

また、同調査結果の年間件数(原則令和5年4月1日から6年3月31日まで)については、原

則、数値（推計値も含む。）として回答のあったもののみを集計している。

（注4）「総申請件数」は、関係法令に関わる全ての手続について、「手続類型（申請等）」に係る「総手続件数」を集計したもの。なお、一部の制度（★）は、該当する手続についてのみ集計した。

（注5）「eMAFF 申請件数」は、「情報システム（事務）」において、「農林水産省共通申請サービス（eMAFF）」を含む記載があるものについて、「オンライン手続件数」を集計したもの。なお、eMAFF 以外の単独システムを利用する制度（⑰肥料の品質の確保等に関する法律、⑱輸出証明書制度）は、単独システム（肥料情報システム（e 肥料）及び一元的な輸出証明書発給システム）によるオンライン手続件数を（ ）に記載したもの

（注6）「eMAFF 申請件数」のうち「－」と記載した箇所は、「行政手続等の悉皆調査結果」から算出できなかったもの